

岩手県告示第100号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営南日詰地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成22年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
紫波郡紫波町字小路口	32番2	田	田	827	37
〃	58番3	〃	〃	1,009	39
〃	59番	〃	〃	1,008	101
〃	62番2	〃	〃	952	45
〃	71番1	〃	〃	1,699	32
〃	104番	〃	〃	1,458	27
〃	109番	〃	〃	1,996	126
〃	111番	〃	〃	1,094	36
〃	122番1	〃	〃	1,432	191
紫波郡紫波町字下川原	51番	〃	〃	748	90
〃	61番4	〃	〃	835	89
〃	84番1	〃	〃	815	13
〃	127番1	〃	〃	828	15
〃	139番1	〃	〃	803	42
〃	146番1	〃	〃	817	42
紫波郡紫波町字滝名川	30番	〃	〃	761	50
〃	57番	〃	〃	914	87
〃	68番2	〃	〃	1,383	15
〃	124番1	〃	〃	787	93
〃	243番	〃	〃	991	197
紫波郡紫波町字田中	115番	〃	〃	741	98
〃	119番	〃	〃	870	79
〃	121番	〃	〃	982	60
〃	136番	〃	〃	1,190	14
〃	161番	〃	〃	952	11
〃	243番	〃	〃	998	160
紫波郡紫波町字廿木	37番	〃	〃	908	140
〃	51番	〃	〃	1,013	91
〃	194番	〃	〃	366	31
〃	227番	〃	〃	860	55
〃	319番	〃	〃	996	135
〃	375番	〃	〃	793	76

”	380番	”	”	357	2
紫波郡紫波町字宮崎	38番	”	”	796	121
”	58番	”	”	1,978	94
”	88番	”	”	1,195	82
紫波郡紫波町字八坂	44番 2	”	”	827	31
”	63番 1	”	”	705	149
”	204番	”	”	871	148